市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和　年　月　日

鹿角市長　　あて

（特別徴収義務者）

指定番号　　　　　　　　電話番号

住所又は所在地

氏名又は法人の名称及び代表者氏名

　地方税法第321条の５の２第１項及び第328条の５第３項の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたいので申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請の日前6か月間の月別の給与の支払を受けている者の数及びその給与金額 | 臨時に雇用している者の数及びその給与金額 |
| 　年　　月分 | 人 | 円 | 人 | 円 |
|  |  |  |  |
| 年　　月分 | 人 | 円 | 人 | 円 |
|  |  |  |  |
| 年　　月分 | 人 | 円 | 人 | 円 |
|  |  |  |  |
| 年　　月分 | 人 | 円 | 人 | 円 |
|  |  |  |  |
| 年　　月分 | 人 | 円 | 人 | 円 |
|  |  |  |  |
| 年　　月分 | 人 | 円 | 人 | 円 |
|  |  |  |  |
| 本市徴収金の滞納又は最近における著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむをえない事由 |  |
| 申請日前１年以内の納期の特例承認の取消の有無及び取消年月日 | 有（　　年　　月　　日取消）　・　無 |
| 備考 |  |

申請について

1　給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例

ア　この特例は，給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。

イ　アに該当する特別徴収義務者が，この特例の適用を受けようとするときは，市長に申請し，その承認を受けなければなりません。

ウ　この特例の承認を受けた場合は，６月から翌年５月まで毎月それぞれ翌月10日まで納入する市・県民税特別徴収税額を，６月から11月までの分を12月10日までに，また12月から５月までの分を６月10日までに納入することができます。

エ　納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は，給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は，その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

2　申請書の書き方

ア　「特別徴収義務者指定番号」の欄

　　既に市・県民税特別徴収義務者の指定されている場合は指定番号を記入してください。

イ　「申請者」の欄

個人場合は住所及び氏名を，法人等である場合は所在地及び名称並びに代表者氏名を記入の上，押印してください。

給与の支払の関係で支店又は出張所が二ヶ所以上あり、それぞれ特別徴収義務者として指定を受けている場合は，義務者ごとに申請してください。

ウ　①の欄

個人場合は住所及び氏名を，法人等である場合は所在地及び名称並びに代表者氏名を記入してください。

エ　②と③の欄

該当するときだけ記入してください。

※注意

市税の滞納や著しい納付若しくは納入の遅延があるときは，この特例の適用を受けられないことがあります。また，この承認を受けてから，滞納したり納入が遅れたりしますと承認を取り消されることがあります。

◎お問い合わせは

〒018-5292

鹿角市花輪字荒田４番地１

鹿角市市民部税務課　課税班

TEL0186-30-0213